

質問回答書(介護老人保健施設)

質問項目	質問内容	回答内容
併設施設について	計画建物に、介護老人保健施設以外の施設併設は可能でしょうか。また介護老人保健施設に複合する事業のご希望はありますでしょうか。併設施設の規則・規模がありましたらご提示ください。	人員・設備などの基準を満たしていれば、施設併設も可能です。(但し、設備の共用が可能かどうかについては、指定権者等に確認してください。)複合する事業の希望などはありませんが、併設される事業の例としては、通所リハビリテーション・短期入所療養介護・訪問リハビリテーションなどが想定されます。併設される場合は、応募書類に状況がわかるよう記載ください。
配置図、平面図、立面図について	提出書類チェックリストにつきまして、配置図、平面図、立面図の提出が求められておりますが、それぞれ縮尺が明記されておられませんので、ご教示ください。	配置図・平面図・縮尺図について、特に縮尺の指定などはありません。施設の状況や設備基準など満たしていることがわかりやすい図面が望ましいです。
開設時期について	開設時期に期限はありますでしょうか。	開設時期について、募集要項に「平成31年3月31日までに事業指定を受けることができなかった事業者は、今後の整備計画の推進にあたり、事業者選定の対象から除外するなど不利益を科す場合があります」とおり、遅くとも平成31年4月までには開設の必要があります。